

# リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業について

- ・平成27年度JCMプロジェクト設備補助事業
- ・平成27年度JICA等支援プロジェクト連携資金補助事業

平成27年4月24日

※平成27年4月27日改訂

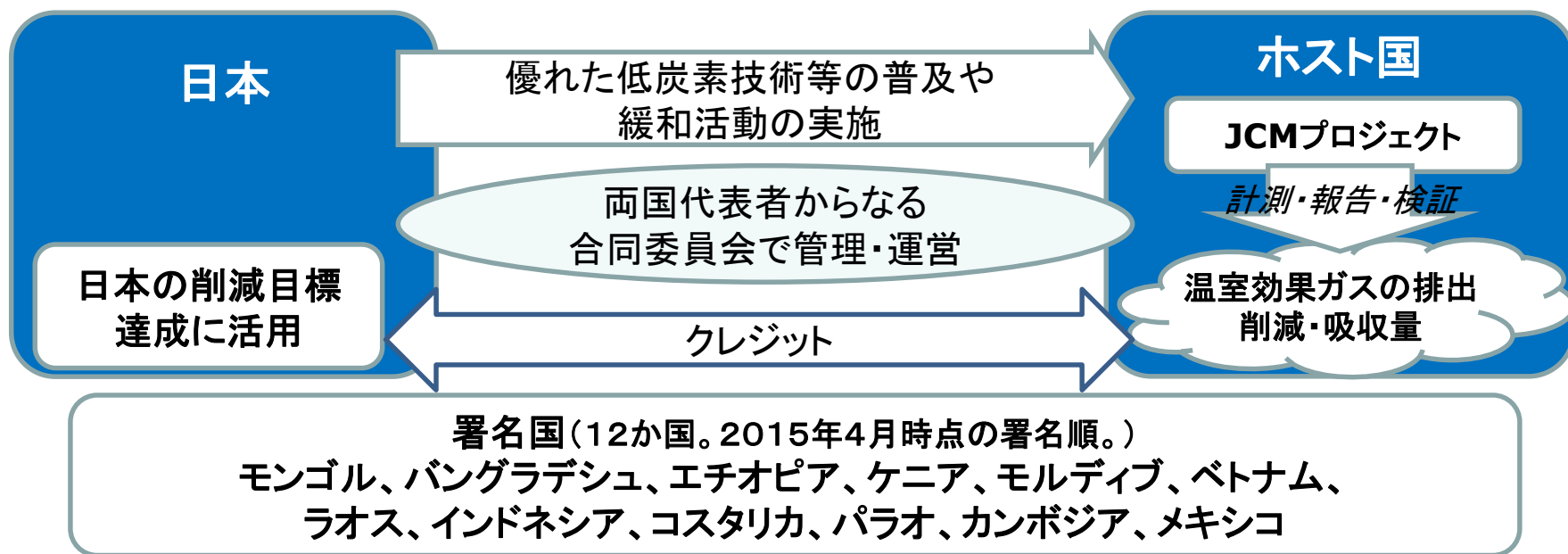
(公財)地球環境センター(GEC)

# 説明内容

- リープフロッグ資金支援事業の概要
- 補助対象事業及び優先される国
- 補助対象者の要件、代表事業者の責務
- 利益等排除
- 採択審査基準
- 補助金の交付について
- 実施スケジュール
- 応募方法

# 二国間クレジット制度（JCM）とは

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する。
- CDMを補完し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献する。



# 環境省JCM資金支援事業(2013・2014年度、参考)

## モンゴル:

- 高効率型熱供給ボイラの集約化に係る更新・新設(数理計画)

## バングラデシュ:

- ◆省エネ型ターボ冷凍機を利用した工場設備冷却(ダッカ市郊外)(荏原冷熱システム)

## ケニア:

- ◆サファリロッジ等への太陽光発電導入によるディーゼル燃料代替(アンジェロセック)

## モルディブ:

- ◆校舎屋根を利用した太陽光発電システム導入プロジェクト(パシフィックコンサルタンツ)
- アッドゥ環礁におけるスマートマイクログリッドシステム

## マレーシア:

- ◆オフィスビル向け太陽光発電の導入(NTTデータ研究所)

## ベトナム:

- ◆卸売市場における有機廃棄物メタン発酵およびガス利用事業(日立造船)
- ◆デジタルタコグラフを用いたエコドライブ(日本通運)
- ◆送配電網におけるアモルファス高効率変圧器の導入(裕幸計装)

## パラオ:

- 島嶼国の商用施設への小規模太陽光発電システム(パシフィックコンサルタンツ)
- ◆商業施設への小規模太陽光発電システム導入プロジェクトⅡ(パシフィックコンサルタンツ)
- ◆学校への小規模太陽光発電システム導入プロジェクト(パシフィックコンサルタンツ)

## インドネシア:

- 工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減(Batang市)(荏原冷熱システム)
- コンビニエンスストア省エネ(ローソン)
- コールドチェーンへの高効率冷却装置導入(前川製作所)
- 冷温同時取出し型ヒートポンプ導入による省エネルギー(豊田通商)
- 工場空調及びプロセス冷却用のエネルギー削減(荏原冷熱システム)
- ◆セメント工場における廃熱利用発電(JFEエンジニアリング)
- ◆無電化地域の携帯基地局への太陽光発電ハイブリッドシステムの導入(伊藤忠商事)
- ◆自動車部品工場のアルミ保持炉へのリジェネバーナー導入による省エネルギー化(豊通マシナリー)
- ◆省エネ型ターボ冷凍機を利用した工場設備冷却(荏原冷熱システム)
- ◆製紙工場における省エネ型段ボール古紙処理システムの導入(兼松)
- ◆省エネ型織機導入プロジェクト(東レ)

○2013年度設備補助事業:7件採択(3ヶ国)

◆2014年度設備補助事業:15件採択(7ヶ国)

■2014年度ADB基金事業:1件採択(1カ国)

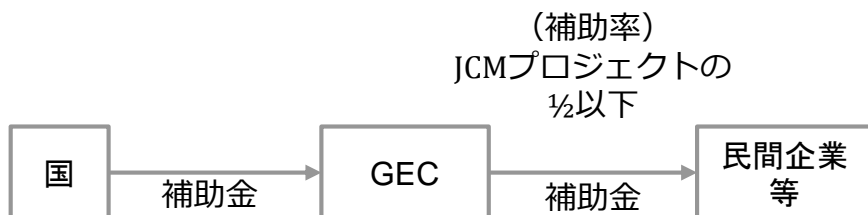
合計:23件採択(8カ国)

# リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業の概要

## 背景・目的

- 優れた低炭素技術等を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

## 事業スキーム



## 事業概要

以下の事業により、JCMクレジットを獲得する。

(1) JCMプロジェクト設備補助事業(以下、設備補助事業)

JCM導入が見込まれる途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出を削減するための設備・機器の導入に対して補助を行う。

(2) JICA等支援プロジェクト連携資金補助事業

(以下、JICA等連携補助事業)

JICA等が支援するプロジェクトと連携するJCMプロジェクトのうち、CO<sub>2</sub>排出削減効果の高い事業を支援するための補助を行い、優れた低炭素技術の普及を図るとともに、従来よりも幅広い分野での低炭素化を推進する。

## 期待される効果

- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。
- 優れた低炭素技術等が海外へ普及する。

# 設備補助事業の概要



日本国政府

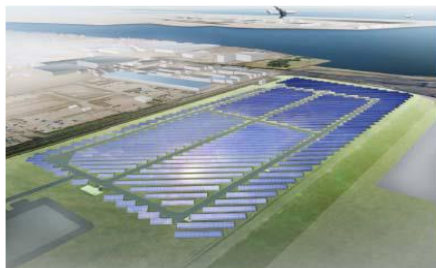
国際コンソーシアム  
(日本の民間団体を含む)

MRVの実施によりGHG排出削減量を測定。クレジットの発行後は1/2以上を日本政府に納入

初期投資費用の最大1/2を補助

2015年度予算:  
年間24億円かつ3か年  
(合計72億円)

(2014年度予算は年間12億円かつ3か年)



## 補助対象者

(日本の民間団体を含む)国際コンソーシアム

## 事業実施期間

最大3年間

## 補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器を導入する事業(工事費、設備費、事務費等を含む)

## 補助対象要件

補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、平成29年度内に完工すること。また、JCMプロジェクトとしての登録及びクレジットの発行を目指すこと

# JICA等連携補助事業の概要

2015年度予算

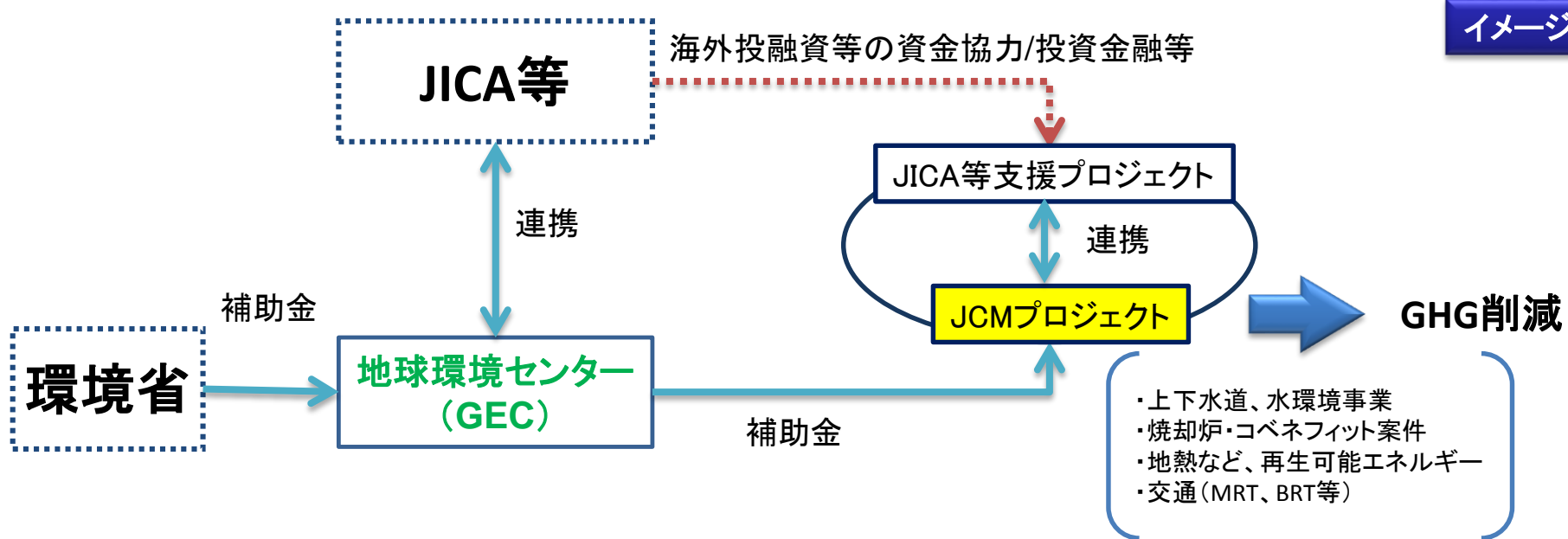
年間18億円かつ4か年 合計72億円((2014年度予算は42億円)

スキーム

JICAなど政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携しつつ、排出削減を行うプロジェクトを支援するための資金補助を実施

目的

初期コストは高価でも排出削減効果が高い先進的な技術を活用し、従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体をまるごと低炭素化し、JCMでのクレジット化を図る。



# 補助対象事業及び優先される国

## 補助対象事業

本事業の対象は、以下の要件を満たす、エネルギー起源CO2排出削減事業を実施できる設備の整備とします。

- ✓ JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国においてエネルギー起源CO2排出削減を行うとともに、同制度を通じて日本の削減目標達成に貢献する事業であること。
- ✓ 事業の実施が事業実施国の環境・社会への悪影響を及ぼさないものであること。
- ✓ 事業の成果としてGHGの削減量を定量的に算定・検証できるものであること。
- ✓ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金を受けていないこと。



## 優先される国

JCMに関する二国間文書に署名している国及び署名することに関する決定がなされた国

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム  
ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、タイ  
(※2015年4月20日現在。その後署名された場合、それらの国も含める)

注：インドネシア案件の応募においては、同国のJCM事務局との情報共有が推奨されます。  
また、採択後の案件については、同国のJCM事務局との情報共有等を対応いただきます。

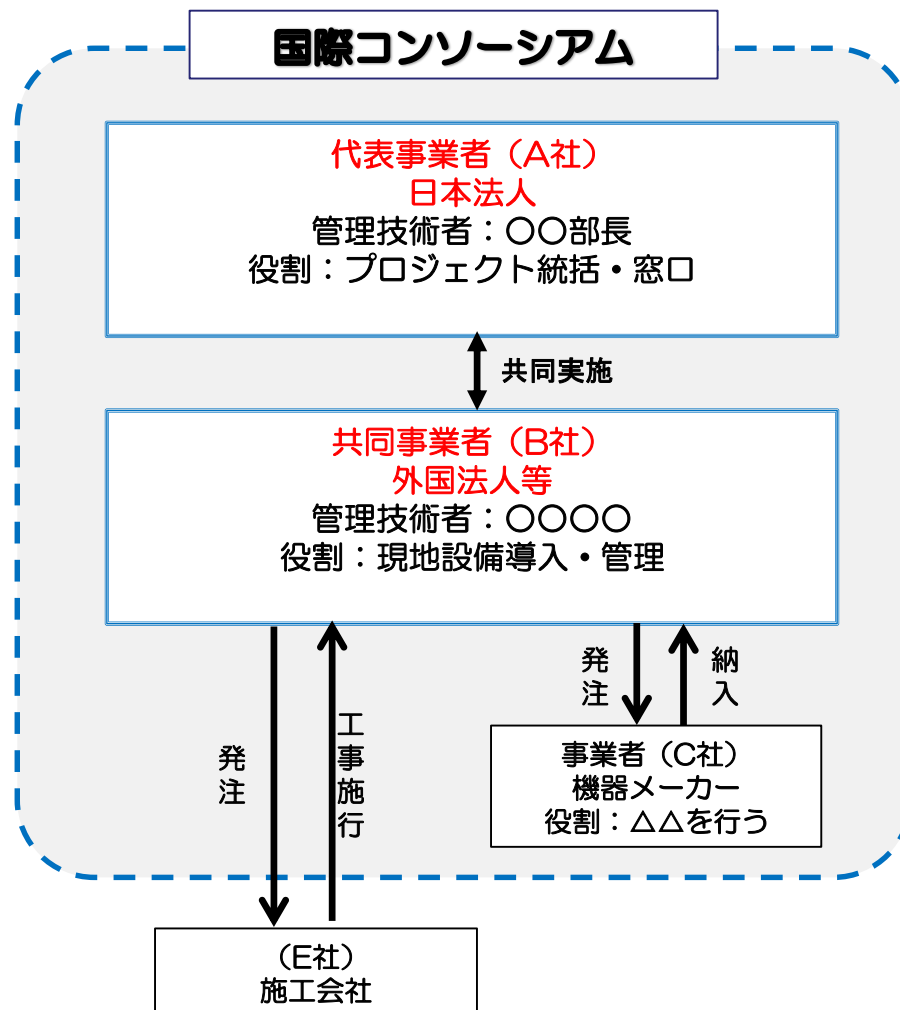


# 補助対象者の要件

- ①民間企業
- ②独立法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③特例行政法人・一般社団法人・一般財団法人・  
公益社団法人・公益財団法人・**地方公共団体(JICA等連携補助事業)**
- ④法律により直接設立された法人
- ⑤環境大臣の承認を得てGECが適当と認める者
- ⑥国際コンソーシアムの代表事業者であること

※国際コンソーシアムとは上記①～⑤の要件を満たす日本法人と外国法人等から構成され、事業実施を効率的に推進する組織

# 国際コンソーシアムの例



# 代表事業者の責務

- 補助事業の応募の際、申請者となること
- 経理その他の事務についての一元的窓口となること
- 共同実施者における交付規程違反等に係る返還義務
- 設備の購入・設置、試運転を行うこと（設備補助事業）

実際は、国際コンソーシアム内の共同実施者が発注または実施しても可、ただしそれらが共同実施者において適切に行われるように管理する（例えば、試運転に日本法人が立ち会うなど）。
- 事業の全部又は一部を自ら行い、かつ当該事業により財産を取得すること（JICA等連携補助事業）

# 国際コンソーシアムを構成する 事業者の責務

- 当該補助事業に適用可能な方法論開発に必要な情報をJCM方法論開発者へ提供する
- GHG排出量の妥当性確認及び検証に当たって、必要な情報や資料を第三者機関に提供する
- (署名国において)プロジェクトの登録申請を行う
- 補助事業により導入される設備・機器の活用を通じたGHG排出削減対策を実施し、排出量算出に必要なモニタリングを実施する
- 設備法定耐用年数の間、モニタリングを毎年度実施し、GECまたは環境省へ報告する
- 署名国については、クレジット発行申請を行う
  - 初回はプロジェクト登録後1年以内、それ以降は複数年分の一括申請も可だが、2020年までの分は2021年中に要申請。
- 発行クレジットの1/2以上を日本政府に納入する

# 補助事業における利益等排除

## 1. 補助対象額決定に際し、利益排除の対象となる調達先

国際コンソーシアムを構成する各事業者が、以下のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合、補助対象額決定に当たり利益等排除の対象となる。

- ① 事業者自身(原価が補助対象額となる)
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 事業者の関係会社(上記②を除く)

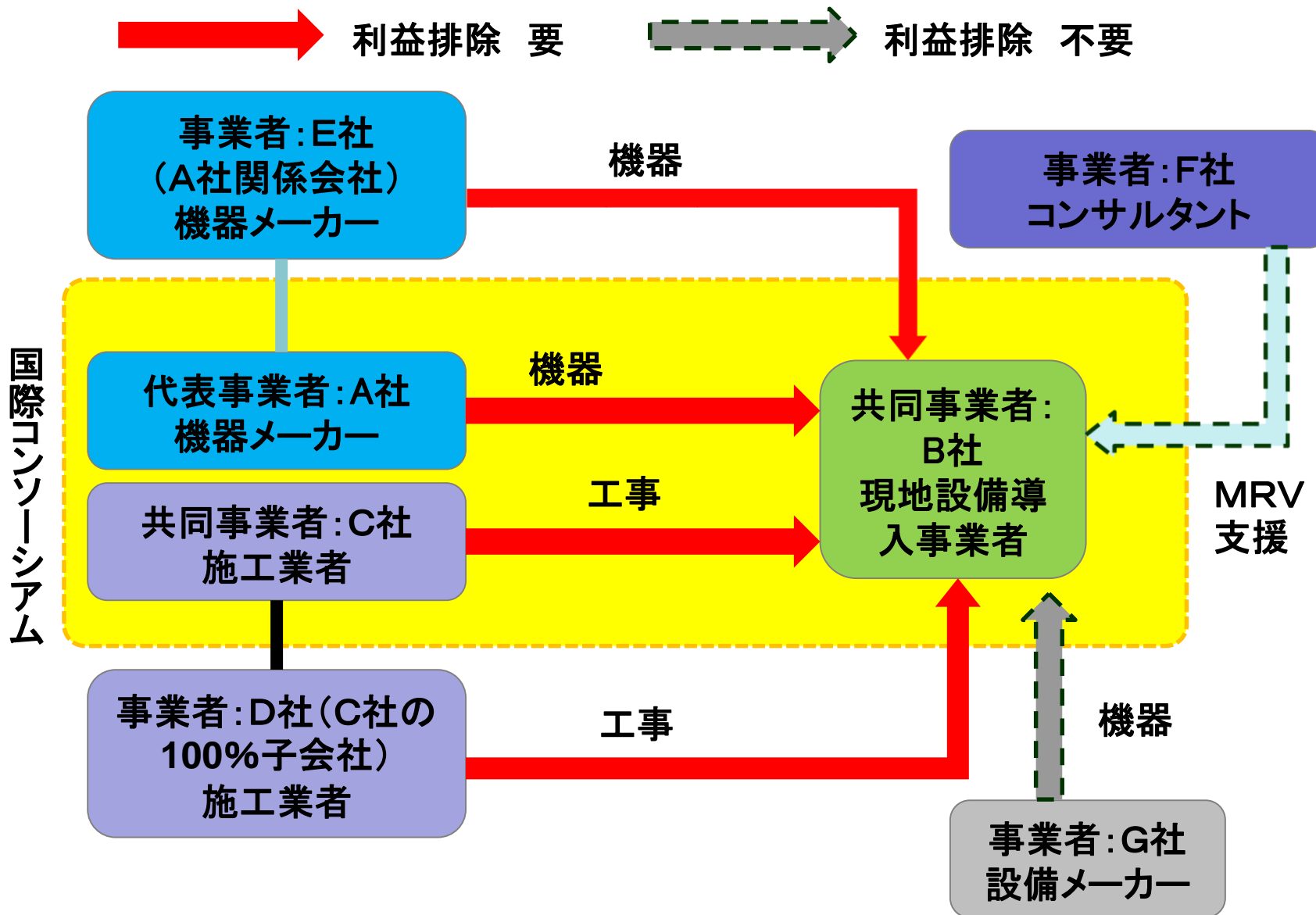
※詳細は、公募要領の【参考資料】「補助事業における利益等排除について」参照

## 2. 国際コンソーシアム内の取引における利益等排除

国際コンソーシアムを構成する事業者が、同コンソーシアム内共同事業者への補助事業による取得財産等の譲渡等によって収益を上げてはならない。

※詳細は、交付規程第8条第14号を参照

# 利益排除が必要となる例



## <A.基礎審査>

申請者が補助対象者の要件を満たしているか

提案の事業内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしているか

JCMを通じて確実なエネルギー起源CO<sub>2</sub>及びGHG全体(エネルギー起源CO<sub>2</sub>含む)の削減効果が期待できるか

補助事業で採用する技術は実用化されているか

補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか

ホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか

補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

JICA等の出資・融資を受ける事業と連携して行う地球温暖化対策に貢献する事業か【JICA等連携事業のみ】

全ての項目を満たす

評価審査に進む

## <B.評価審査>

プロジェクト遂行体制の確実性

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減量及び排出削減に係る費用対効果

導入技術のJCMホスト国での普及を図る実力、戦略性

方法論の考え方と完成見込度

採点による順位決定

採択案件決定

# 補助金の交付について

- 交付申請

- 公募により選定された補助事業者が提出した補助金の交付申請書を審査のうえ、交付を決定。事業開始は交付決定後。

- 交付方法

- 毎年度末

- 年度末に年度終了実績報告書を提出し、事務局が内容審査等を行ったうえで、その実績額に応じた概算払を行う

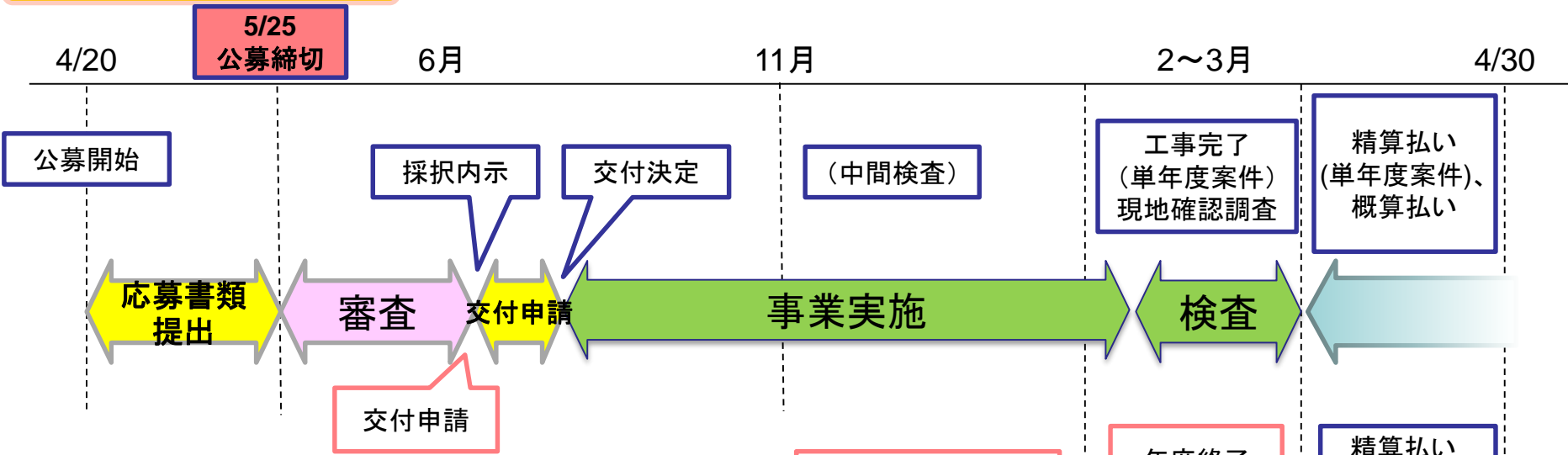
- 最終年度(単年度事業の設備補助事業を含む)

- 事業完了(補助対象設備の検収が完了)の際、完了実績報告書を提出し、事務局が内容審査等を行ったうえで交付する



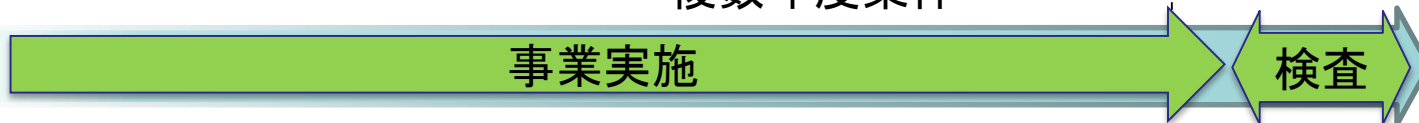
# 実施スケジュール(設備補助事業)

## 【平成27年度】



## 【平成28~29年度】

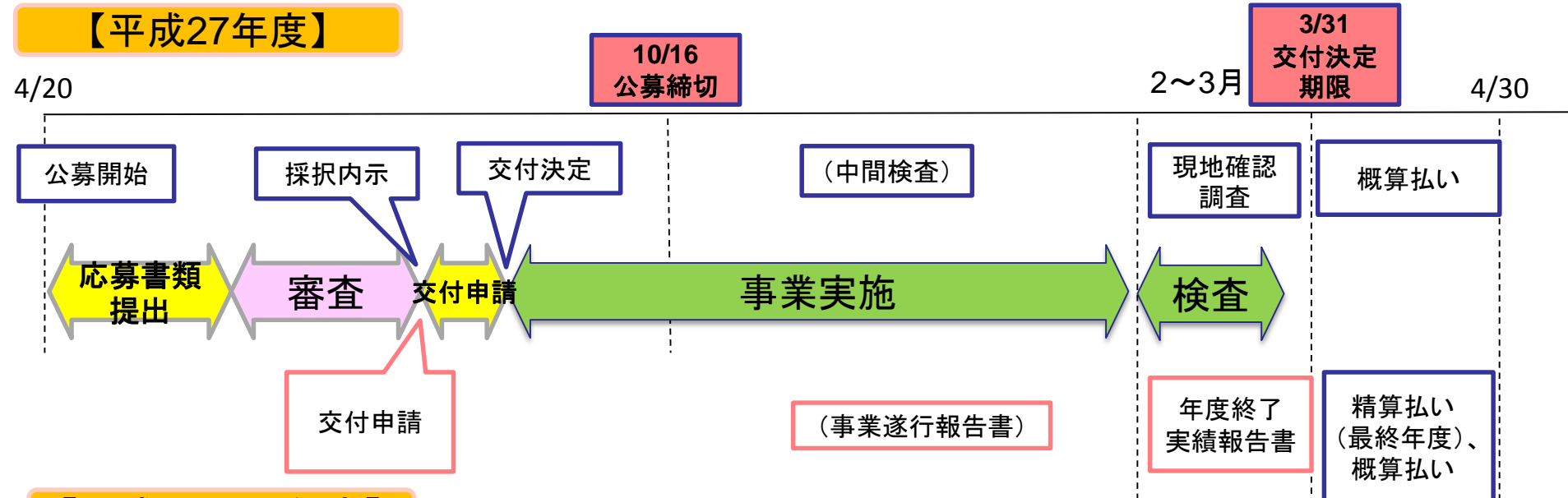
複数年度案件



- 採択内示から**3ヶ月以内**に要交付申請
- 各年度末に概算払、最終年度に精算払い

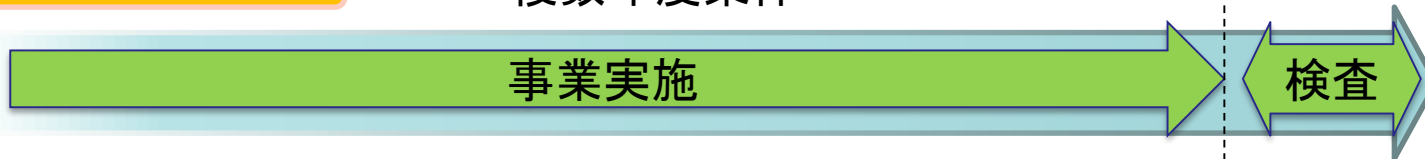
# 実施スケジュール(JICA等連携補助事業)

【平成27年度】



【平成28~30年度】

複数年度案件



- 10/16まで随時受け付け、審査を実施
- 交付決定の期限は3/31迄
- 各年度末に概算払、最終年度に精算払い

# リープフロッグ資金支援事業の 両スキームの内容・特徴などのまとめ

	設備補助事業	JICA等連携事業
公募期間・採択方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月20日～5月25日</li> <li>6月下旬に一括採択 (予算等の状況に応じて二次公募実施の可能性あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月20日～10月16日</li> <li>上記期間中、随時受け付け、審査を実施</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>最長で平成29年度までの3カ年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最長で平成30年度までの4カ年</li> </ul>
事業の規模・予算など	24億円×3カ年＝72億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>18億円×4カ年＝72億円</li> <li>比較的大規模な事業が中心</li> <li>JICAや他政府系金融機関による投融資事業との連携が必須</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備法定耐用年数の間、毎年度実施し、報告する</li> </ul>	
クレジットの発行申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回はプロジェクト登録後1年以内、それ以降は複数年分の一括申請可ただし、2020年までの分は2021年中に要申請</li> <li>発行クレジットの1/2以上を日本政府へ納入すること</li> <li>設備耐用年数満了後も発行申請は可(その場合も1/2以上納入)</li> </ul>	

# JCMの手続ごとの環境省支援事業

## JCMの手続

## 各プロセスの実施者

提案方法論の  
提出

プロジェクト参加者  
(事業者)

提案された  
方法論の承認

合同委員会

PDDの作成

プロジェクト参加者

妥当性確認

第三者機関(TPEs)

登録

合同委員会

モニタリング

プロジェクト参加者

検証

第三者機関

クレジット発行

合同委員会が発行量を決定  
各国政府がクレジットを発行

H27年度の環境省に  
よる支援等

事業者における御対応

コンサルを委託して  
方法論を作成

関連データを御提供いただきます

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

コンサルを委託して  
PDD作成及びTPEs対  
応

関連データの御提供と現地視察  
に御対応いただきます

TPEsを委託して妥当  
性確認を実施

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

コンサルを委託して  
初回のモニタリング  
報告書作成及びTPEs  
対応

モニタリングを実施いただきます  
(事業活動の中でいずれにせよ収  
集するデータの範囲からモニタリ  
ング項目を設定する方針)

TPEsを委託して初回  
の検証を実施

モニタリングデータの御提供と現  
地視察に御対応いただきます

両国政府が対応

合同委員会への出席は不要です

# 応募方法（設備補助事業）

- 提出期限  
平成27年5月25日（月）15時必着（持参または郵送）
  - ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は不可
- 提出物  
必要書類一式について、正本1部・副本9部  
上記書類データを保存したCD-R
- 提出先  
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階  
公益財団法人 地球環境センター  
東京事務所 補助事業グループ:辻
- 応募に関するご質問  
E-mail:[jcm-sbsd@gec.jp](mailto:jcm-sbsd@gec.jp)にて、平成27年5月1日（金）17時まで受付  
受付期間終了から1週間程度で、一括してGECウェブサイト上で回答

# 応募方法（JICA等連携補助事業）

- 提出期限  
平成27年10月16日（金）15時必着（持参または郵送）
  - ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は不可
- 提出物  
必要書類一式について、正本1部・副本16部  
上記書類データを保存したCD-R
- 提出先  
〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階  
公益財団法人 地球環境センター  
東京事務所 補助事業グループ:辻
- 応募に関するご質問  
E-mail:[jcm-sbsd@gec.jp](mailto:jcm-sbsd@gec.jp)にて、平成27年10月2日（金）17時まで受付  
受付から2週間程度で、随時GECウェブサイト上で回答

ご清聴  
ありがとうございました！

＜本件窓口＞

公益財団法人 地球環境センター  
東京事務所 補助事業グループ  
担当：辻

E-mail : [jcm-sbsd@gec.jp](mailto:jcm-sbsd@gec.jp)